

緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準 新旧対照表

旧	新（案）
(趣旨) 第1条 略	(趣旨) 第1条 略
(用語の定義) 第2条この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の例による。 (1)～(18) 略 (19) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫 <u>（配送・物流センターを含む）</u> 、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。 (20)、(21) 略	(用語の定義) 第2条この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の例による。 (1)～(18) 略 (19) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫業を営む倉庫、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。 (20)、(21) 略
第2条の2 条例第9条第1項の「建築しようとする」とは、建築物の新築又は増築において、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出することをいう。ただし、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする場合を除く。 (1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日 (2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例）	第2条の2 条例第9条第1項の「建築しようとする」とは、建築物の新築又は増築において、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出することをいう。ただし、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする場合を除く。 (1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日 (2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例）

<p>例第 57 号。以下「地区計画条例」という。) 別表第12(あ)欄に掲げる区域 (当該区域に係る地区整備計画 (都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる地区整備計画をいう。) において、当該区域を 2 以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。) 内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日</p>	<p>例第 57 号。以下「地区計画条例」という。) 別表第12(あ)欄に掲げる区域 (当該区域に係る地区整備計画 (都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる地区整備計画をいう。) において、当該区域を 2 以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。) 内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日</p> <p><u>(3) 第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物以外の建築物 平成16年 9 月 1 日</u></p>
<p>(緑化施設の算出基準) 第3条、第4条 略</p>	<p>(緑化施設の算出基準) 第3条、第4条 略</p>
<p>(緑化施設の整備方法) 第5条 略</p>	<p>(緑化施設の整備方法) 第5条 略</p>
<p>(緑化率) 第6条 略</p>	<p>(緑化率) 第6条 略</p>
<p>(緑化率の適用除外) 第7条 略</p>	<p>(緑化率の適用除外) 第7条 略</p>
<p>(緑化率の算定) 第8条 略</p>	<p>(緑化率の算定) 第8条 略</p>
<p>(仮想敷地の設定) 第9条 略</p>	<p>(仮想敷地の設定) 第9条 略</p>
<p>(建築物緑化認定証の取得) 第10条 略</p>	<p>(建築物緑化認定証の取得) 第10条 略</p>
<p>(適用除外) 第11条、第12条 略</p>	<p>(適用除外) 第11条、第12条 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

<p>この緑化等の基準は、平成16年9月1日から施行する。</p>	<p>この緑化等の基準は、平成16年9月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成17年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成17年8月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成17年8月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成19年6月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成19年6月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成20年2月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この緑化等の基準は、平成20年2月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成21年4月3日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成21年4月3日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成21年8月6日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成21年8月6日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成22年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成22年10月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、平成23年10月3日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、平成23年10月3日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行の日前にこの基準による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則第3条第1項、第3項又は第4項の規定により申出が行われた緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第9条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この基準の施行の日前にこの基準による改正前の緑の環境をつくり育てる条例施行規則第3条第1項、第3項又は第4項の規定により申出が行われた緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第9条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則</p> <p>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>

別表 1～3 略	<p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>
----------	--